

各 位

会 社 名 株式会社菱友システムズ
代表者名 取締役社長 和仁 正文
(JASDAQ・コード4685)
問合せ先
経営管理統括本部人事総務部長
大久保 誠司
電話03-5421-5811

単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、当社定款に定める単元株式数を変更する定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 49 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会決議をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において原案のとおり可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整するため、当社株式について5株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現在の2,384万株から476万8千株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（同日は東京証券取引所の休業日であるため、実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 4,768,000株（併合前：23,840,000株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	6,355,000株
併合により減少する株式の数	5,084,000株
併合後の発行済株式総数	1,271,000株

（注）併合により減少する株式の数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合から算出した理論値であります。

⑤併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	34名（7.73%）	41株（0.00%）
5株以上	406名（92.27%）	6,354,959株（100.00%）
合計	440名（100.00%）	6,355,000株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が5株未満の株主様34名（その所有株式の合計は41株。平成29年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、上記2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>23,840,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4,768,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成29年5月25日 取締役会決議日
平成29年6月21日 第49回定時株主総会
平成29年10月1日 単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款一部変更の効力発生日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する取組みを進めております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、5 株を 1 株にする併合を行います。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 5 月 25 日	取締役会
平成 29 年 6 月 21 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日*	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 29 年 10 月 1 日*	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬*	端数処分代金支払開始

* 平成 29 年 6 月 21 日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は 5 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 5 倍になるからです。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（同日は東京証券取引所の休業日であるため、実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 29 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします（具体的なスケジュールは Q 2. のとおりです。）。

【議決権数について】

議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,574 株	1 個	314 株	3 個	0.8 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例⑤	499 株	なし	99 株	なし	0.8 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・ 例②及び例⑤では、単元未満株式（効力発生後において、例②は 14 株、例⑤は 99 株）がありますので、従前同様、ご希望により、単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・ 例②及び例⑤並びに例⑥において発生する端数株式相当分の 0.8 株につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・ 例⑥においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされません。詳しくは株主様が口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、株主様が口座を開設されている証券会社において受け付けております。証券会社に口座を開設されていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）

以 上